

史跡福原長者原官衙遺跡

保存活用計画



史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画

2019年3月

行橋市教育委員会

序

史跡福原長者原官衙遺跡は、東九州自動車道の建設を契機とする発掘調査の成果とそれに基づく学術的な評価、そして土地所有者の方々の同意を得て、平成 29 年 10 月 13 日に国の史跡指定を受けました。

本史跡は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態的特徴から、ぶぜんのくに豊前国、あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されています。古代日本において、律令制度による統一国家が成立する時代の地方支配の実態を明らかにするうえで重要な価値を持つ、国民的財産です。

本史跡が立地する行橋市は福岡県東部の京都平野の中央を占めます。この地は九州の東北岸であると同時に瀬戸内海の西端に臨むことから、古来、畿内をはじめとする東方の文化が九州に流れ込む玄関口で、畿内を基盤とする中央政権と九州を結びつける役割も果たしました。国重要文化財「福岡県稻童古墳群出土品」、国史跡「御所ヶ谷神籠石」などの文化財が、この地の重要さを物語っています。近年発見された本史跡もまた、この地の果たした歴史的役割を象徴する遺跡です。

本計画は、史跡福原長者原官衙遺跡の保有する価値を適切に保存管理していくための方針および基準、史跡の価値と魅力を高め、伝えるための活用・整備の方針、さらに保存管理・活用・整備の運営・体制の方針を定めたものです。平成 31 年度から、この計画に沿って本史跡の具体的な保存活用事業を進めて参ります。

本計画は平成 30 年 6 月に設置した史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会での協議によって原案を作成し、地域連絡会での地域住民の皆様方との意見交換など各種会議を経て決定しました。御多忙の中、専門的な見地から多くの御意見をいただいた委員の皆様、積極的に御意見をいただいた地域住民の皆様方に御礼を申し上げます。また、指導・助言をいただいた文化庁文化財第二課および福岡県教育庁文化財保護課の各位に感謝申し上げます。

本計画に基づき、国民共有の財産である史跡福原長者原官衙遺跡が、未来へ保存継承されるとともに、地域の魅力を発信する場として多様な活用がなされていくことを切に望みます。

平成 31 年 3 月

行橋市教育委員会

教育長 笹山 忠則

例　言

1. 本書は福岡県行橋市に所在する国指定史跡福原長者原官衙遺跡の保存活用計画書である。
2. 本計画の策定事業は、平成 30 年度に文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受けて、史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定事業として 1 ヶ年で実施した。
3. 本事業は、史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導のもと、行橋市教育委員会が行った。
4. 計画策定に関わる事務は行橋市教育委員会文化課が担当し、関連業務の一部を株式会社環境デザイン機構に委託した。
5. 福原長者原官衙遺跡 II 期南門復元図および福原長者原官衙遺跡 II 期政庁復元図は有識者の監修の下、松尾留衣が作成した。

目次

第1章 保存活用計画策定の目的	1
第1節 目的と経緯	1
(1) 沿革	1
(2) 目的	2
(3) 計画の対象範囲	2
第2節 保存活用計画策定の経過	4
(1) 委員会の設置	4
(2) 組織	4
(3) 審議等の経過	5
(4) 地域連絡会	5
第3節 関連法令・関連計画との関わり	6
(1) 関連法令	6
(2) 行橋市の構想・計画	9
第2章 史跡福原長者原官衙遺跡の概要	11
第1節 位置と環境	11
(1) 行橋市の概要	11
(2) 行橋市の交通環境	12
(3) 地理的環境	13
(4) 歴史的環境	17
第2節 発掘調査の経過と概要	23
(1) 調査の経過	23
(2) 調査の概要	24
第3節 史跡指定の内容	32
(1) 史跡福原長者原官衙遺跡の指定に至る経緯	32
(2) 指定内容	32
第3章 史跡の本質的価値	37
第1節 史跡福原長者原官衙遺跡の本質的価値	37
第2節 構成要素	40
(1) 史跡の価値を構成する枢要の諸要素	40
(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素	40
(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素	40
第4章 史跡指定地と周辺地域の現状と課題	45
第1節 保存管理	45
第2節 活用	47
第3節 整備	48
第4節 運営	48

第5章 基本理念および基本方針	49
第1節 基本理念	49
第2節 基本方針	50
(1) 保存管理	50
(2) 活用	50
(3) 整備	50
(4) 運営・体制	50
第6章 保存管理	51
第1節 保存管理の方向性	51
第2節 保存管理の地区区分	53
第3節 公有化と追加指定の方針	55
(1) 史跡指定地の公有化	55
(2) 追加指定	55
第4節 保存管理の方法	55
(1) 史跡指定地内の保存管理方法	55
(2) 史跡指定地内の現状変更等の取り扱い	57
(3) 史跡指定地外の保存管理方法	59
第5節 調査	62
(1) 発掘調査の方針	62
(2) 史跡指定地内の発掘調査	62
(3) 史跡指定地外の発掘調査	62
第7章 活用	63
第1節 活用の方向性	63
第2節 活用の方法	64
(1) 遺跡に関する情報発信による活用	64
(2) 地域への誇りと愛着を深める交流の場としての活用	64
(3) 教育分野における活用	66
(4) 観光資源としての活用	69
第8章 整備	71
第1節 整備の方向性	71
第2節 整備の方法	72
(1) 史跡を保存するための整備	72
(2) 史跡の価値を伝えるための整備	72
(3) 利便性向上や活用促進のための整備	74
(4) 史跡にふさわしい景観整備	75
(5) 史跡と周辺関連資源を一体的に活用する整備	76

第9章　運営・体制	77
第1節　管理運営の方向性	77
第2節　運営・体制づくりの方法	78
(1) 地域との連携・協働による管理運営	78
(2) 関係機関との連携体制の整備	78
(3) 行政内部における体制強化	78
第10章　実施計画	80
第11章　経過観察	81

第1章 保存活用計画策定の目的

第1節 目的と経緯

(1) 沿革

ふくばるちょうじやばるかんが
 福原長者原官衙遺跡(以下、「本史跡」と言う)は、福岡県行橋市南部に位置する古代官衙遺跡(古代の役所跡)である(図1-1-1)。東九州自動車道の建設に伴って平成22年(2010)から行われた発掘調査によってその中枢にあたる政庁跡が検出され、規模が九州最大級であることや、藤原宮を模した設計であることが明らかになった。この遺跡は、日本の古代国家の地方支配の実態を知るうえで欠くことのできない重要な遺跡であることから、平成29年(2017)10月13日に国の史跡に指定された。



図1-1-1 国指定史跡福原長者原官衙遺跡と県指定史跡豊前國府跡（北西より）

(2) 目的

本史跡は、未だ政府全域の指定には至らず、指定地も多くは道路用地や民有地であるため、保存管理や活用、整備にあたって多くの課題を抱えている。これらの課題を解決し、本史跡の保有する価値を適切に保存し次世代に伝えるとともに、有効に活用していくことを目的として、保存管理や活用、整備、運営について基本的な事項を定めるものである。

(3) 計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、本史跡の指定地である。ただし史跡指定地は官衙政府の全域に至らず、また政府の外側には官衙政府に関連する道路状遺構や、官衙に関連する施設が存在していた可能性のある区域が存在する。史跡指定地と周辺区域を一体として、「基本区域」と設定し、適切な保存管理や有効な活用の方法を検討する（図1-1-2）。

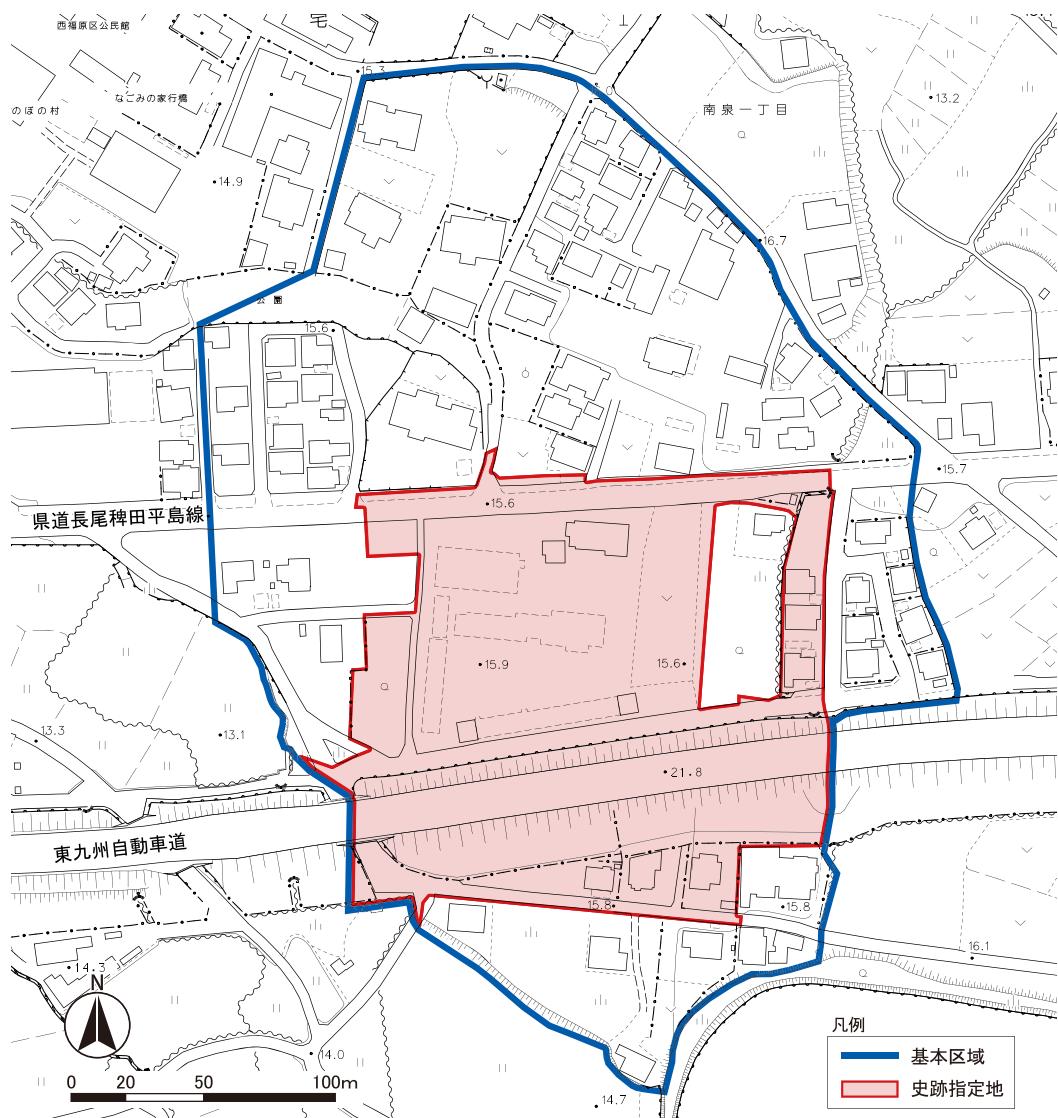
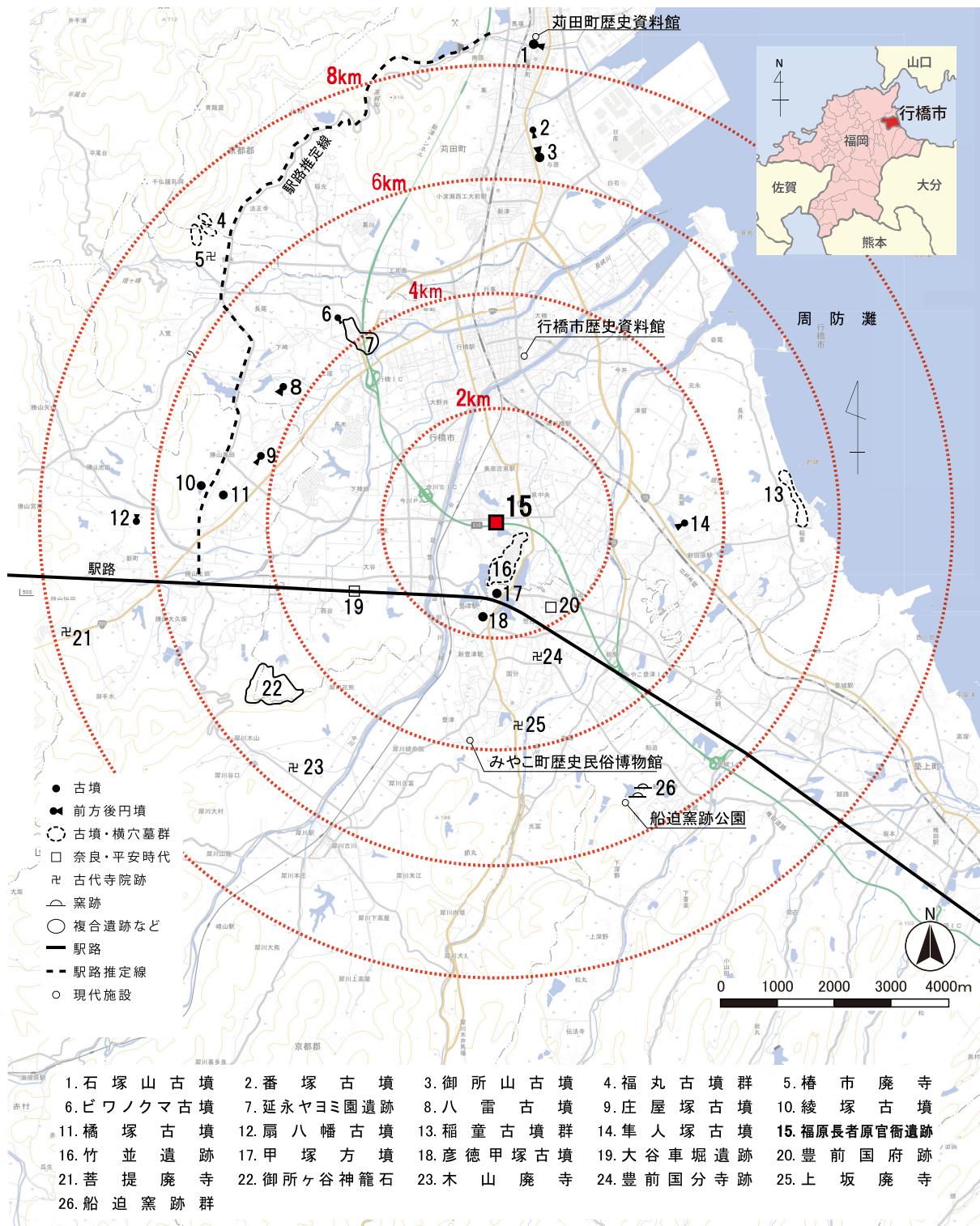


図1-1-2 基本区域図

また、本史跡が位置する京都平野には、大型首長墳、古代山城や官道、国府や国分寺といった、本史跡に関わりの深い、古代豊前国の中枢を担った遺跡が多数存在している。そこで、本史跡を中心におよそ半径8kmほどの範囲にまで視野を広げ、「広域活用区域」とする（図1-1-3）。本史跡と区域内の関連遺跡や文化財展示施設をネットワーク化することで本史跡や京都平野の歴史的重要性を学ぶことができるとともに、テーマごとのストーリーのもとに一連の関連遺跡を巡る観光資源として活用することができる。



第2節 保存活用計画策定の経過

(1) 委員会の設置

史跡福原長者原官衙遺跡の保存管理及び活用整備の基本方針について協議し、保存活用計画を策定するため、平成30年(2018)6月1日に「史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

(2) 組織

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会

委員

委員長 亀田 修一 (岡山理科大学教授 考古学)
副委員長 河野 雅也 (西日本工業大学教授 都市計画)
委員 林部 均 (国立歴史民俗博物館副館長・教授 考古学)
重藤 輝行 (佐賀大学教授 考古学・ヘリテイジマネジメント)

指導・助言

浅野 啓介 (文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官)
杉原 敏之 (福岡県教育庁文化財保護課参事補佐兼企画・埋蔵文化財係長)
入佐友一郎 (福岡県教育庁文化財保護課文化財保護係長)
岸本 圭 (福岡県教育庁文化財保護課文化財保護係企画主査)

事務局

行橋市教育委員会 笹山 忠則 (教育長)
米谷 友宏 (教育部長)
橋本 明 (文化課長)
小川 秀樹 (文化課参事)
山口 裕平 (文化課文化財保護係長)
天野正太郎 (文化課文化財保護係)
笠置 拓也 (文化課文化財保護係)

(3) 審議等の経過

委員会	開催日	概要
第1回	平成30年(2018) 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○現地視察 ○審議スケジュールについて ○目次構成について ○計画書第1章 保存活用計画策定の目的 第2章 史跡福原長者原官衙遺跡の概要 第3章 史跡の本質的価値 第4章 史跡指定地と周辺地域の現状と課題について
第2回	平成30年(2018) 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○計画書第1章～第4章の確認 ○計画書第5章 基本理念および基本方針 第6章 保存管理について
第3回	平成31年(2019) 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○計画書第5章、第6章の確認 ○計画書第7章 活用、第8章 整備、第9章 運営・体制 第10章 実施計画、第11章 経過観察について
第4回	平成31年(2019) 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○計画書第7章～第11章の確認 ○計画書全体の確認
		第1回委員会（現地視察）
		第2回委員会

(4) 地域連絡会

委員会	開催日	概要
第1回	平成30年(2018) 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡福原長者原官衙遺跡についての概要報告 ○保存活用計画の意見交換会 (参加者：20名)
第2回	平成31年(2019) 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用計画策定進捗状況の報告 ○意見交換会 (参加者：9名)
		第1回地域連絡会
		第2回地域連絡会

第3節 関連法令・関連計画との関わり

(1) 関連法令

本史跡の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

① 文化財保護法

本章第1節で定めた基本区域内には、史跡指定地および周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

史跡指定地内で現状変更及び遺構の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第二百二十五条。以下「法」という）。史跡整備を行う際も同様である。また、周知の埋蔵文化財包蔵地である土地で土木工事等を行う場合は、文化庁長官に届出（法第九十三条）又は通知（法第九十四条）を行わなければならない。

なお、県及び市指定の文化財の現状変更等を行う場合は、福岡県文化財保護条例、行橋市文化財保護条例に基づき、それぞれ福岡県教育委員会、行橋市教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

また、発掘調査によって出土した遺物は、遺失物法第四条第一項に基づき警察署に提出しなければならない（法第一百一条）。

② 景観法

行橋市は景観法に基づく景観行政団体になっており、行橋市全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域内における建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）その他政令で定める行為、土石類の採取、土地の開墾およびその他の土地の形質の変更、屋外における物品の堆積、木竹の植栽および伐採、特定照明を行う場合は、景観行政団体の長（行橋市長）への届出（国または地方公共団体は通知）が必要となる（景観法第十六条第一項、同第五項、行橋市景観まちづくり条例第九条）。届出対象となる行為は行橋市景観まちづくり条例施行規則に従う。

ただし史跡指定地内における開発行為は法第二百二十五条第一項の規定に基づく文化庁長官の許可が必要であり、この許可を得た開発行為は届出を要しない（景観法第十六条第七項第十一号、景観法施行令第十条第三項）。

③ 道路法

本史跡指定地内の東九州自動車道、県道長尾稗田平島線、市道はいずれも道路法に定められる道路である。道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第三十二条）。

④ 都市計画法

本史跡指定地は、計画的な市街化を促進すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に区分する線引きを行わない非線引き都市計画区域となっている。本計画の基本区域は、用途地域が指定されていない地域である（図1-3-1）。

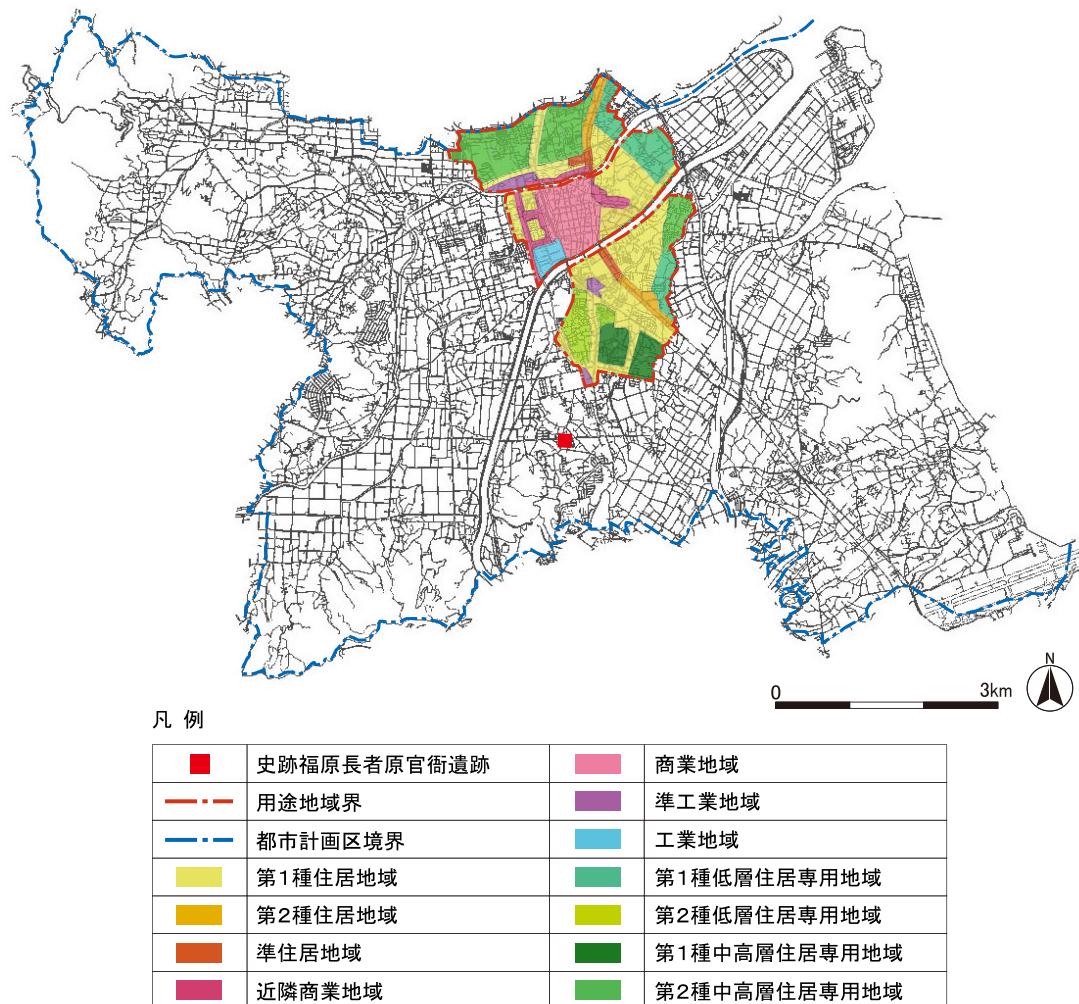


図1-3-1 行橋市用途地域図

⑤ 農地法

本史跡指定地及び周囲には農地が存在する（図1-3-2）。農地を史跡の保存活用のために公有地化する場合は県知事の許可を得なければならない（農地法第五条）。また、史跡の整備等により、農地を農地以外の目的に供する場合は、都道府県知事の許可を得なければならない（農地法第四条）。

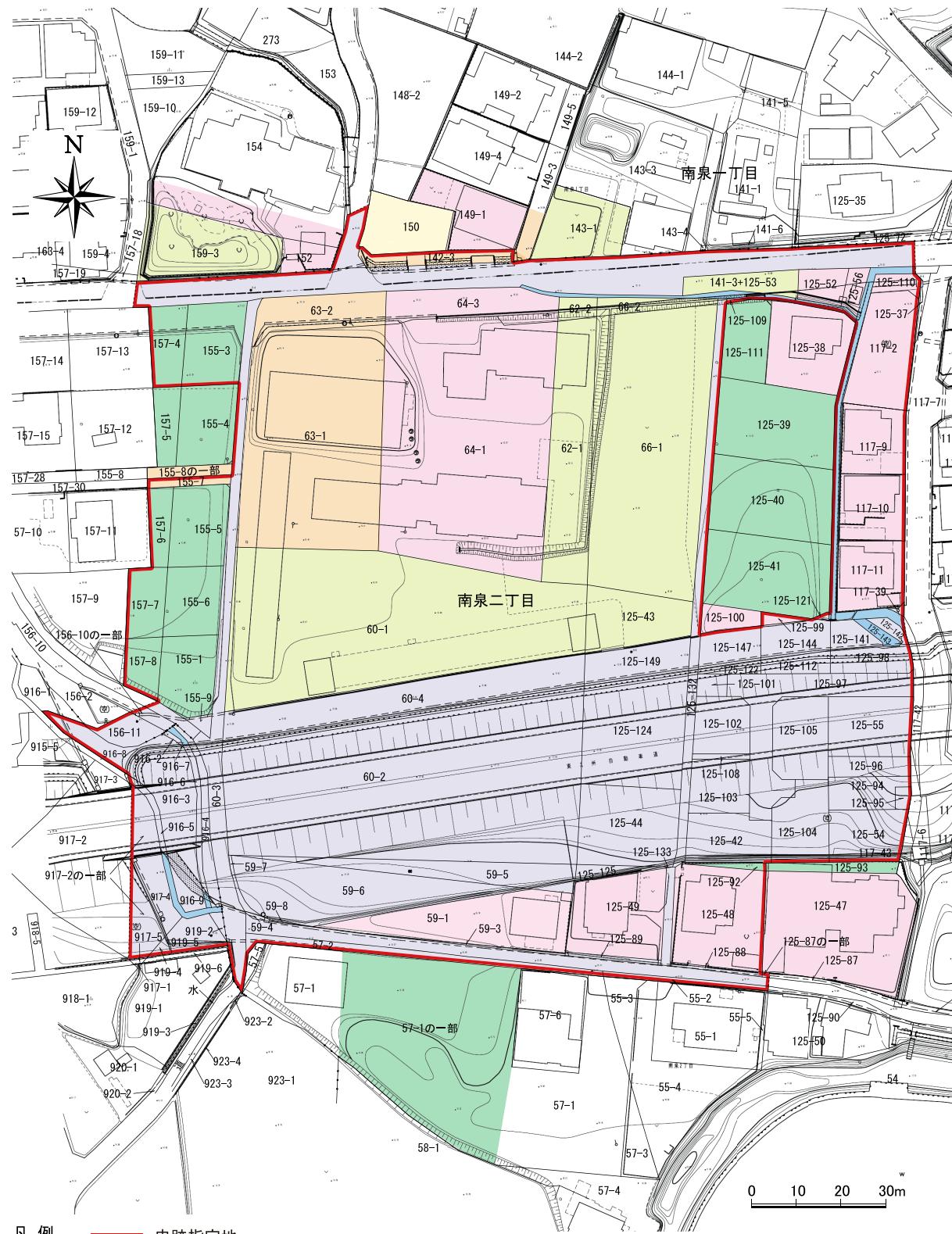


図 1-3-2 土地利用現況図

(2) 行橋市の構想・計画

① 行橋市の構想・計画

ア) 第5次行橋市総合計画後期基本計画（平成29年(2017)3月策定）

行橋市では、平成23年(2011)度に10年後の都市像を掲げた第5次行橋市総合計画（平成24年(2012)度～平成33年(2021)度）を策定した。現在は基本計画期間の後半5年間にあたり、新たなまちづくりの指針として、前期の基本構想を引き継いだ「第5次行橋市総合計画後期基本計画」（平成29年(2017)度～平成33年(2021)度）を策定している。

以下が目指す都市像と基本目標である。

将来像：魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし

3つの基本目標：「ひとが賑わうまち」「ひとを育むまち」「ひとをつなぐまち」

このうち基本目標2「ひとを育むまち」の施策項目5では、「5. 地域文化の振興と文化財の保護・継承」の基本方針が次のように定められている。

基本方針：市民が地域に誇りと愛着を感じられるように、芸術や文化の振興を図るとともに、市民が主体となって芸術文化活動が行えるよう、拠点となる施設の整備に努めます。
市内の文化遺産を市民とともに大切に未来へ伝え、地域の魅力を高め、観光資源にもなるように積極的に整備、活用していきます。

さらに同項目の中で、主要施策が次のように定められている。

主要施策（3）史跡整備と文化財の活用

御所ヶ谷神籠石や福原長者原遺跡など市内の史跡を計画的に整備するとともに、文化財の説明板の充実を図り、生涯学習や観光振興に積極的に活用します。また、重要文化財である稻童古墳群出土品など貴重な歴史資料の保存修理を行い、広く公開していきます。

主要施策（4）歴史や文化の情報発信の推進

歴史資料館をリニューアルし、展示や保存のスペースを拡充することにより、情報発信機能を高めます。また、わかりやすいパンフレットやガイドブックの作成、市ホームページの活用により地域の魅力を広く発信するとともに、市民の文化財に対する理解を深めます。

○市民参加の視点

市民 主体的に地域の歴史や文化を学ぶとともに、文化財ガイドボランティア活動、文化財の保護及び普及活動に参加します。

行政 市民が地域の歴史や文化に対する関心を高め、学ぶことができる環境を整備するとともに、文化財ガイドボランティアへの支援を行います。

イ) 行橋市都市計画マスタープラン（平成 27 年(2015)3月策定）

1. 土地利用・市街地形成

- 将来的な人口減少を見据えたまとまりある市街地の形成と周辺部の保全
- 京築エリアの拠点にふさわしい中心市街地の再生
- 臨海部を中心とした産業振興
- 恵まれた自然と調和した快適な住環境の整備
- 広域交通網と地域資源を活かした観光振興

2. 都市施設（交通環境、自然的環境、供給処理施設等）

(1) 交通環境

- 道路網の充実・道路環境の改善
 - ・東九州自動車道の計画幅員の早期確保
 - ・国道 201 号バイパスの計画幅員の早期確保と延伸整備
 - ・国道 10 号バイパスの計画幅員の早期確保、外環状を担う幹線道路の整備
 - ・県道門司行橋線を中心とした臨海部における南北交通網の強化

(2) 自然的環境

- 地域の特色を活かした公園の整備
 - ・海・山・河川等の自然、史跡・寺社等の歴史・文化、ため池、自衛隊基地を活かした公園の整備

3. 景観形成

- 土地利用との連携（まとまりある市街地、農地・山林の保全）
- 美しい風景や魅力ある景観を活かした観光・交流の推進

行橋市都市計画マスタープラン 平成 27 年(2015)3月

② 泉・今川地域の構想・計画

行橋市都市計画マスタープラン（平成 27 年(2015)3月）地域別構想のうち、本史跡の位置する泉・今川地域の将来像と地域づくりの目標は、以下の通りである。

将来像：田園と水辺と生活利便が調和した ゆとりあるまち

目標1 緑豊かなゆったりとした住環境の形成

広々とした田園と低層住宅を中心とした良好な住宅地が共存し、今川や祓川等の自然が身近に感じられる地域特性を活かし、水と緑に恵まれた、ゆったりとした暮らしの実現を目指します。

目標2 広域交通網を活かした人・ものの交流促進

東九州自動車道の整備を促進し、スマートインターチェンジとなる今川パーキングエリアを活かし、新たな地域のにぎわい拠点の形成による地域間交流を促進し、個々に魅力ある地区の活力創出を目指します。

行橋市都市計画マスタープラン 平成 27 年(2015)3月